

議第1号

檀原市個人情報保護条例の一部改正について

檀原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

檀原市個人情報保護条例（平成11年檀原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第29条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加え、「実施機関以外の者」を「実施機関以外のもの」に改める。

第30条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、独自利用事務について情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることを受け、所要の改正を行うもの

議第2号

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年檀原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「あるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則

で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

（樫原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 樫原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年樫原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（1）（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）

が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。

以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第1項中「（平成7年檀原市条例第3号）」を削り、同条第2項中「を承認されている」を「又は檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介

護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等に係る子の範囲を拡大する等、所要の改正を行うもの

議第3号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

幼稚園嘱託医、歯科医	年額 127,000	〃
小学校及び中学校嘱託医、歯科医	年額 148,000	〃
小学校、中学校及び幼稚園薬剤師	年額 106,000	〃

」

を

「

幼稚園医	年額 152,400	〃
幼稚園歯科医	年額 127,000	〃
小学校医及び中学校医	年額 177,600	〃
小学校歯科医及び中学校歯科医	年額 148,000	〃
幼稚園薬剤師、小学校薬剤師及び中学校薬剤師	年額 106,000	〃

」

に、

「

保育所嘱託医、歯科医	年額 127,000	〃
------------	------------	---

」

を

「

保育所嘱託医	年額 152,400	〃
保育所嘱託歯科医	年額 127,000	〃

」

に、

「

産業医	年額 148,000	〃
-----	------------	---

」

を

「

産業医	年額 240,000	〃
-----	------------	---

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、健康診断の必須項目が追加されたこと等による業務量の増加を受け、学校医等の報酬の額について見直しを行うもの

議第4号

檀原市税条例等の一部改正について

檀原市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市税条例等の一部を改正する条例

(檀原市税条例の一部改正)

第1条 檀原市税条例(昭和31年檀原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第4条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第13条第1項中「三輪」を「3輪」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「上欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 檀原市税条例の一部を次のように改正する。

第19条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第20条中「」、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 血液事業の用に供するもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、

100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

に改め、同号イ中

「 農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円 」

を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」

に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別

割」に改める。

附則第12条の2の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第12条の3の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条の4 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第12条の5 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第12条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第13条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初

めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3, 900円	4, 600円
第2号ア（ウ）（i）	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
第2号ア（ウ）（ii）	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第13条中第2項から第4項までを削る。

（檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成26年檀原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「三輪」を「3輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「檀原市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア（イ）	3, 900円	3, 100円
第82条第2号ア（ウ）（i）	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第82条第2号ア（ウ）（ii）	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
附則第13条第1項	第82条	檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成26年檀原市条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第13条第1項の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み

		替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア (イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 3 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) (i) の項	第 2 号ア (ウ) (i)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア (ウ) (i)
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 3 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) (ii) の項	第 2 号ア (ウ) (ii)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア (ウ) (ii)
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

第 4 条 檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年檀原市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項の表第 2 0 条の項中「第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、」に、「附則第 5 条第 6 項」を「附則第 5 条第 6 項、」に改め、同条第 7 項の表第 2 0 条第 3 号の項中「第 9 8 条第 1 項」を「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条中檀原市税条例附則第 1 3 条の改正規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

（2）第 2 条、第 3 条及び第 4 条（附則第 5 条第 7 項の表第 2 0 条の項の改正規定を除く。）

の規定並びに次条及び附則第 4 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の檀原市税条例（附則第 4 条において「3 1 年新条例」

という。)第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の檀原市税条例附則第13条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

理由 地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の創設等、所要の整備を行うもの

議第5号

檀原市八木札の辻交流館条例の一部改正について

檀原市八木札の辻交流館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市八木札の辻交流館条例の一部を改正する条例

檀原市八木札の辻交流館条例（平成24年檀原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「教育委員会」を「檀原市長（以下「市長」という。）」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

別表中「第4条・第6条」を「第3条・第5条」に改め、同表備考第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

（施行日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により教育委員会が行った処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により市長が行ったものとみなす。

理由 檀原市八木札の辻交流館について、文化財としての保護を図りながら一層の利活用を促進するため、市長が所管する施設とすることに伴い、所要の改正を行うもの

議第6号

檀原市立保育所設置条例の一部改正について

檀原市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市立保育所設置条例の一部を改正する条例

檀原市立保育所設置条例（昭和31年檀原市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表大久保保育所の項中「100人」を「210人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 連続する過去の2年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在所率が120パーセント以上となった保育所について、定員の見直しを行うもの

議第7号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成27年度及び平成28年度の」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 消費税引上げの延期により、これを財源として予定されていた低所得者への更なる
介護保険料の軽減強化が延期となり、現行の軽減割合を継続するもの

議第8号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表60の項事務の欄中「建築物に関する完了検査の通知に対する検査」の次に「(60の2の項に係るものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査	床面積の合計	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に125,000円を加算した額
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に162,000円を加算した額
			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に194,000円を加算した額
			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に227,000円を加算した額
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき60の項に定める手数料の額に294,000円を加算した額
備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。				

別表63の項事務の欄中「建築物に関する完了検査の通知に対する検査」の次に「(63の2の項に係るものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

63の2 中間検査を経た建築物エネ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を	床面積の合計	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル以内	1件につき63の項に定める手数料の額に125,000円を加算した額
----------------------	--	--------	-----------------------------	-----------------------------------

ルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査	のもの	
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に162,000円を加算した額
		10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に194,000円を加算した額
		25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に227,000円を加算した額
		50,000平方メートルを超えるもの	1件につき63の項に定める手数料の額に294,000円を加算した額
備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。			

別表71の項事務の欄中「(平成24年法律第84号)」を削り、同項手数料の額の欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

別表74の項の次に次のように加える。

74の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する検査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 790,000円

		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 901,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,124,000円
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する検査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円
		備考 74の2の項の床面積は建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。	
	74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 236,000円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円
		床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき 543,000円

		トル以上5,000平方メートル未満のもの	
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 790,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 901,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,124,000円
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 91,600円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 152,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円
		床面積が10,000平方メートル以上2	1件につき 384,000円

		5,000平方メートル未満のもの	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円
	備考 74の3の項の床面積は、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。ただし、床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分（エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分に限る。）の床面積について算定する。		
74の4 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	74の3の項に定める手数料の額と同一の額	

別表75の項事務の欄中「（平成27年法律第53号）」を削り、「非住宅部分（以下この項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、77の項及び79の項において「基準省令」という。）第8条」を「非住宅部分であって基準省令第10条」に、「基準省令第8条」を「基準省令第10条」に改め、同項手数料の額の欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

別表77の項事務の欄中「基準省令第8条」を「基準省令第10条」に改める。

別表79の項手数料の額の欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、一定の建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務化されるため、関係する手数料を規定するもの

議第9号

檀原市道路占用料に関する条例等の一部改正について

檀原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市道路占用料に関する条例(昭和31年檀原市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

道路占用料額

占有物件		基準		単位に対する占有料 (単位 円)
		期間	単位	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	年	1本	660
	第2種電柱			1,000
	第3種電柱			1,400
	第1種電話柱			590
	第2種電話柱			950
	第3種電話柱			1,300
	その他の柱類			59
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	6
	地下に設ける電線その他の線類			4
	路上に設ける変圧器	1個		580
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱			500

	地下に設ける変圧器		1 平方メー	3 5 0
	広告塔		トル	3, 8 0 0
	その他のもの			1, 2 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	年	1 メートル	2 5
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			3 5
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			5 3
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			7 1
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの			1 1 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの			1 4 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの			2 5 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1. 0 メートル未満のもの			3 5 0
	外径が 1. 0 メートル以上のもの			7 1 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		年	1 平方メー トル	1, 2 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げ	地下街及び地	階数が 1 のもの 年	1 平方メー トル	A に 0. 0 0 5 を乗じて得た額

る施設	下室	階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路				1,900
	地下に設ける通路				1,100
	その他のもの				1,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等	に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	38
		その他のもの	月		380
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであけるものを除く。）	一時的に設けるもの	月	1平方メートル	380
		その他のもの	年の		3,800
	標識		年	1本	950
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日		38
		その他のもの	月の		380
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	38
		その他のもの	月の		380
	アーチ	車道を横断するもの	月	1基	3,800

		その他のもの			1, 9 0 0
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			年	1 平方メー トル	1, 2 0 0
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び月 同条第 5 号に掲げる工事用材料				1 平方メー トル	3 8 0
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び 同条第 7 号に掲げる施設					1 2 0
令第 7 条第 8 号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架年 の道路の路面下（当該 路面下の地下を除く。） に設けるもの		1 平方メー トル		A に 0. 0 1 5 を乗じ て得た額
	上空に設けるもの				A に 0. 0 2 4 を乗じ て得た額
	地下（トン ネルの上のもの 地 下 を 除 く。）に設け るもの	階数が 1 の もの			A に 0. 0 0 5 を乗じ て得た額
		階数が 2 の もの			A に 0. 0 0 8 を乗じ て得た額
		階数が 3 以 上のもの			A に 0. 0 1 を乗じて 得た額
	その他のもの				A に 0. 0 3 4 を乗じ て得た額
令第 7 条第 9 号 に掲げる施設	建築物				A に 0. 0 1 5 を乗じ て得た額
	その他のもの				A に 0. 0 1 を乗じて 得た額
令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設 及び自動車駐車 場	建築物				A に 0. 0 2 4 を乗じ て得た額
	その他のもの				A に 0. 0 1 を乗じて 得た額
令第 7 条第 1 1	トンネルの上又は高架				A に 0. 0 1 5 を乗じ

号に掲げる応急仮設建築物	の道路の路面下に設けるもの			て得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
その他前各項により難い占用				前各項に準じて市長が定める額

別表備考6を次のように改める。

6 表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さについては、0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算するものとする。

(檀原市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 檀原市準用河川管理条例(平成12年檀原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表のうち流水・土地占用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

流水・土地占用料

区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	発電以外の用に供するもの	毎秒1立方メートル 1年につき	5,140円	
土地占用料	工作物に第一種電柱	1本 1年につき	660円	組立鉄柱又はH柱は、2本

よる 占用	第二種電柱	1本 1年につき	1,000円	とみなす。
	第三種電柱	1本 1年につき	1,400円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	590円	組立鉄柱又は H柱は、2本 とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	950円	
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,300円	
	公衆電話所	1個 1年につき	1,200円	
	埋設 又は架設	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル 1年につき	140円
	管類	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル 1年につき	250円
		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	1メートル 1年につき	350円
		外径が1.0メートル以上のもの	1メートル 1年につき	710円
その他	仮設建築物	1平方メートル 1年につき	120円	工事用建築物 その他これに 類するもの
	通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1,160円	
	その他前各項により難しい工作物	1平方メートル 1年につき	2,400円	
	原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	120円	

	養魚	1 平方メートル 1 年につき	3 2 0 円	
--	----	--------------------	---------	--

別表のうち流水・土地占用料の表備考 3 を次のように改める。

3 占用面積又は占用延長については、0. 0 1 平方メートル又は 0. 0 1 メートル未満の端数を切り捨てて計算するものとする。

(樫原市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 3 条 樫原市法定外公共物管理条例（平成 1 5 年樫原市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)
		期間	単位	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第 1 種電柱	年	1 本	6 6 0
	第 2 種電柱			1, 0 0 0
	第 3 種電柱			1, 4 0 0
	第 1 種電話柱			5 9 0
	第 2 種電話柱			9 5 0
	第 3 種電話柱			1, 3 0 0
	その他の柱類			5 9
	共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	6
	地下に設ける電線その他の線類			4
	路上に設ける変圧器	1 個		5 8 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1, 2 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱			5 0 0
	地下に設ける変圧器	1 平方メートル		3 5 0
	広告塔			3, 8 0 0
	通路橋又は上屋その他こ			2 3 0

	れらに類するもの			
	その他のもの			1, 200
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	年	1メートル	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			35
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			53
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			71
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			350
	外径が1.0メートル以上のもの			710
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		年	1平方メートル	1, 200
地下街、地下室その他これらに類する施設	地下街及び地下室	年	1平方メートル	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの			
	階数が2のもの			Aに0.008を乗

					じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路				1,900
	地下に設ける通路				1,100
	その他のもの				1,200
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		日	1平方メートル	38
	その他のもの		月		380
看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ	看板（アーチでもあるものを除く。）	一時的に設けるもの	月	1平方メートル	380
		その他のもの	年		3,800
	標識		年	1本	950
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日		38
		その他のもの	月		380
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	38
		その他のもの	月		380
	アーチ	車道を横断するもの	月	1基	3,800
その他のもの			1,900		
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料			月	1平方メートル	380
防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					120

別表備考6を次のように改める。

6 表示面積、使用面積又は使用物件の面積若しくは長さについては、0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 道路法施行令の一部改正等に準じ、道路占用料等を改めるもの

議第10号

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

橿原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年橿原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第5項」を「第7項」に改める。

別表第3（ろ）の項第5号から第7号までを次のように改める。

- （5）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
- （6）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設
- （7）ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業の用に供する施設

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3（ろ）の項第7号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

理由 建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

議第 11 号

橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
について

橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改
正する条例

橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成 27 年橿原市条
例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「特別職の」を削り、同条中「及び下水道普及相談員」及び後段を削
り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 下水道普及相談員の報酬は、橿原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する
条例（平成 23 年橿原市条例第 16 号）別表第 2 の規定を準用する。この場合において、
同表中「給食調理員等」とあるのは、「下水道普及相談員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

理由 下水道普及相談員の任用について、より適正な運用を行うため、所要の改正を行う
もの

議第12号

檀原市下水道条例の一部改正について

檀原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市下水道条例の一部を改正する条例

檀原市下水道条例（昭和63年檀原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条中「届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理由 公共下水道の使用について、変更の届出が必要な場合を具体的に規定し、より適正な実態把握及び下水道使用料の徴収を行うため、所要の改正を行うもの

